

# 平成 30 年度 横浜市総合教育会議 次第

日時 平成 30 年 8 月 27 日（月） 11 時 00 分～12 時 00 分

場所 ワークピア横浜 2 階 くじゃく

1 開 会

2 市 長 挨 拶

3 協 議

新たな横浜市教育大綱について

4 報 告

いじめ重大事態に関する再発防止策の進捗状況について

5 閉 会

## 【配付資料】

資料 1 横浜市教育大綱（案）

資料 2 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況  
～学校の取組の現状について～

参考 1 横浜市教育大綱（平成 27 年 9 月策定）

参考 2 横浜教育ビジョン 2030

参考 3 いじめ重大事態に関する再発防止策

参考 4 横浜市総合教育会議運営要綱



# 横浜市教育大綱（案）

平成 30 年〇月



# 目 次

第 1 章 基本理念 ～未来を創る“横浜の子ども”の成長にあたって～ . . . . . 1

第 2 章 重点方針 ～社会全体で進める横浜の教育～ . . . . . 2

横浜市教育大綱は、本市の教育に関する総合的な施策の目標や方針として、国の教育振興基本計画を参酌し、「横浜教育ビジョン 2030」と整合を図り、策定します。

大綱の実現に向けて「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」に掲げた施策を推進していきます。

〔対象期間〕

平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの 4 年間

## 【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項

「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

# 第1章：基本理念 ～未来を創る“横浜の子ども”の成長にあたって～

横浜の子ども達が健やかに成長し、豊かに生きるとともに、将来、積極的に社会と関わり、自らの役割と責任を果たせるよう、次に掲げる3つの理念を重視しながら、横浜の教育を進めていきます。

## ■人を思いやる優しさと豊かな感性

人とのつながりを大切にするとともに、他人の考えや多様な価値観を尊重することができる心と、共に支え合う態度を育みます。

### 【将来の姿】

- いじめを許さず、相手の立場や気持ちを思いやって行動できる
- 文化・芸術などに親しむ機会を通して得た、豊かな感性を大切にする

## ■グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力

地域や社会をよりよくすることを考えながら、開港の地・横浜の進取の気風のもと、世界の人々と積極的にコミュニケーションを取り、多様性を認め、協働・共生する姿勢を養います。

### 【将来の姿】

- 国際社会の中で、バランス感覚を持ちつつ、自ら挑戦する気概を持つ
- 横浜の歴史や伝統文化に対する理解を深め、様々な国の人々と理解し合い協働できる

## ■自立して生きていく力

複雑化・多様化する社会の中で、主体的に考え、意欲的に学び続けながら、社会の一員としての役割と責任を果たすために必要な力を育みます。

### 【将来の姿】

- 自らの健やかな体をつくるとともに、夢や希望、目標を持ち、それに向けて努力し、学び続ける
- 自分自身が社会で何ができるかを考え、互いに助け合いながら、困難の解決に向けて行動できる

## 第2章：重点方針 ～社会全体で進める横浜の教育～

全ての子ども達が、持続可能な社会について考えを深めながら、未来の創造に向けて、生き生きと活躍できるよう、社会全体で横浜の子どもを育みます。

### 重点方針1 まち全体で子どもを育む教育の推進

- 家庭・地域・学校が子どもの成長に向けた目標を共有し、連携・協働して子どもの成長を支えます。
- 幼児期から社会的自立までの子どもの成長過程におけるつながりを大切にしながら、未来を創る横浜の子どもを育みます。
- 学校と区役所、児童相談所、地域療育センター、医療、警察等の関係機関が協力・連携し、支援が必要な子ども・家庭に対し、切れ目なく対応していきます。

### 重点方針2 横浜ならではの資産を生かした多様な教育機会の創出

- 学校にアーティストを派遣する芸術文化教育プログラムのほか、特色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ2019™」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」等を契機とした様々な取組を通して、身近な場所で子ども達が本物に触れ、豊かな感性や創造性を育む機会を創出します。
- 国内外から人々が集うグローバルMICE都市として、国際的に活躍する人材との交流から生まれる学びや、横浜を訪れる外国の方々とのコミュニケーションなどを通じて、世界に開かれた心を育む機会を創出します。
- 地域コミュニティの核となる商店街や、環境・健康など成長・発展分野に挑戦する企業の協力を得た体験型学習などを通じて、子ども達が職業観や自分の将来の姿を思い描く機会を創出します。

### 重点方針3 子どもの豊かな学びを支える教育環境づくり

- 老朽化した学校施設の建替えを進め、子ども達が安全で安心して快適に学ぶことができる教育環境を整えるとともに、グローバル化や技術革新が進んだ新時代の到来を見据えた教育を行うことができる環境づくりを進めます。
- 学校と家庭、地域、企業等が連携して、運動に親しむ機会の創出や食育の推進に取り組み、子ども達が運動と食事、休養のバランスのとれた生活を送ることができる環境づくりを進めます。
- 教職員が誇りや情熱、やりがいとともに、心身ともに健康で生き生きとした姿で働くことができるよう、教職員の働き方改革を進めるとともに、教員が自ら学び続けられる環境を整えます。

### 重点方針4 誰もが社会で活躍できるための学びの保障

- 家庭の経済状況等に左右されることなく、子ども達が将来の可能性を広げ、就学の機会や就労の選択肢が狭まることのないよう、学びや成長を支える支援を行います。
- いじめや不登校などの課題が複雑化・多様化するとともに、障害のある子どもへの特別な支援や日本語指導が必要な子どもが増加する中、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を進めることが求められており、専門家をはじめ、様々な人材がチームとして子どもを支えます。



平成 30 年〇月 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1

電 話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sougoukyouikukaigi/h30.html>

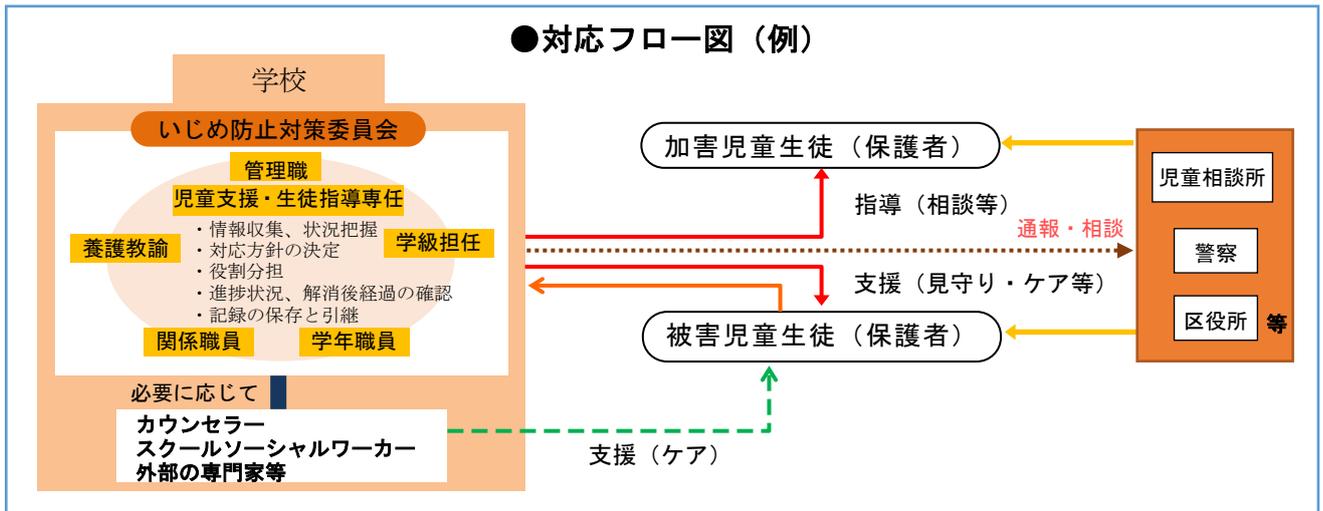


## (2) 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応

複数の教職員によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」では、いじめの未然防止、いじめの認知、認知したいじめのアセスメントやカンファレンスの実施と対応方針の決定、対応状況の進捗管理を行い、いじめの解決に向けて組織的に対応しています。

毎月1回以上開催するほか、学校はいじめに関わる情報を得た場合、疑いを持った場合も含め、ただちに当委員会を開催します。

### 【学校がいじめを認知したときの組織体制・対応の流れ】



### 【学校いじめ防止対策委員会の開催状況（平成29年度）】（単位：校）

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月1回	259	79	2	9	11
月2～3回	70	33	0	0	1
週1回以上	10	34	0	0	0
計	339	146	2	9	12

#### ～児童支援・生徒指導専任教諭について～

- 児童支援専任教諭とは、横浜市の小学校における児童指導の中心的役割を担う教諭。特別支援教育コーディネーターを兼務する。横浜市独自の制度として小学校全校に配置。生徒指導専任教諭とは中学校における生徒指導を担う教諭。
- 専任教諭は、いじめをはじめとした問題行動への組織対応のコーディネート、他機関との連携、担任のサポート、保護者との連携、小学校においては特別支援教育コーディネーターとしての役割などを担っている。
- 担任を持たず広い視野で学校内を俯瞰できる立場として、いじめのみならず福祉的分野でも専任教諭の役割や期待はますます拡大。
- 児童支援専任教諭を配置するため、後補充している非常勤講師について常勤化を進め、現在、小学校90校で常勤職員を配置。
- 専任教諭が機動的に役割を果たすことができる環境づくりが課題。

# 横浜市教育大綱

平成27年9月

## はじめに



このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、本市では初となる「横浜市教育大綱」を策定いたします。策定に当たっては、今後の横浜の教育をより良いものにするという観点から、「総合教育会議」において、教育委員会の皆さんと十分な議論を行いました。

開港の地・横浜で育つ子ども達には、夢や希望を持ち、文化や芸術、スポーツなど本物に触れる豊かな体験を通して感性を磨き、一人ひとりの個性を大切にして成長してほしいと願っています。

また、教育は市政にとって極めて重要であり、そのことをしっかりと発信しながら、家庭・地域・学校・関係機関の連携を深めることによって、社会全体で子ども達が育まれる都市づくりに努めていきます。

現在、教育委員会では、平成 26 年 12 月に策定した「第2期横浜市教育振興基本計画」に基づいて、教育施策を進めています。

この「横浜市教育大綱」は、私が大切にしている教育に対する考えを教育委員会と共有しながら、「第2期横浜市教育振興基本計画」との整合性、連動性を図って策定しました。

子ども達は横浜の未来の希望です。子ども達一人ひとりが幸せに生きるとともに、社会で生き生きと活躍できるよう、“オール横浜”で横浜の教育を推進し、未来を担う横浜の子ども達を育んでいきましょう。

平成 27 年9月

横浜市長 林 文子

# 目 次

第1章 基本理念 ～未来を担う“横浜の子ども”の成長にあたって～……1

第2章 重点方針 ～“オール横浜”で進める横浜の教育～ …………… 2

第3章 5つの目標 ～教育施策の着実な推進～ …………… 3

「横浜市教育大綱」は、国の教育振興基本計画を参酌し、「横浜市中期4か年計画2014～2017」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」を基本に、総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針を定めるために作成するものです。

〔対象期間〕

平成27年度から29年度までの3年間

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

# 第1章 基本理念 ～未来を担う“横浜の子ども”の成長にあたって～

横浜の子ども達が健やかに成長し、豊かに生きるとともに、将来、積極的に社会と関わり、自らの役割と責任を果たせるよう、次に掲げる3つの理念を重視しながら、横浜の教育を進めていきます。

## <人を思いやる優しさと豊かな感性>

人とのつながりを大切にするとともに、他人の考えや多様な価値観を尊重することができる心を育みます。

### 【将来の姿】

- 相手の立場や気持ちを思いやって行動できる
- 文化・芸術などを学び体験する機会を通して得た、豊かな感性を大切にする

## <世界で活躍できるためのグローバルな視点>

開港の地・横浜の進取の気風のもと、多様性を認める柔軟さを持ちつつ、世界の人々と積極的にコミュニケーションを取り、協働・共生する姿勢を養います。

### 【将来の姿】

- 国際社会の中で、バランス感覚を持ちつつ、自ら挑戦する気概を持つ
- 横浜の歴史や伝統文化に対する理解を深め、様々な国の人々と理解し合い協働できる

## <自立して生きていく力>

複雑化・多様化する社会の中で、自らを成長させながら、社会の一員としての役割と責任を果たすために必要な力を育みます。

### 【将来の姿】

- 自らの健やかな体をつくとともに、夢や希望、目標を持ち、それに向けて努力し、学び続ける
- 自分自身が社会で何ができるかを考え、互いに助け合いながら、困難の解決に向けて行動できる

## 第2章 重点方針 ～“オール横浜”で進める横浜の教育～

全ての子ども達が、持続可能な社会について考えを深めながら、社会の担い手として生き生きと活躍できるよう、“オール横浜”で横浜の子どもを育みます。

### 重点方針1 まち全体で子どもを育む教育の推進

- 家庭・地域・学校が協力・連携し、子どもの成長を支えるとともに、子ども達の地域活動への参加を促すことで、まちの活性化につなげます。
- 幼稚園・保育所から小中学校、高等学校へと子どもの成長過程におけるつながりを大切にしながら、未来を担う横浜の子どもを育みます。
- 学校と区役所、児童相談所、地域療育センター、警察等の関係機関が協力・連携し、支援が必要な子ども・家庭に対し、切れ目なく対応していきます。

### 重点方針2 横浜ならではの資産を生かした多様な教育機会の創出

- 学校にアーティストを派遣する芸術文化教育プログラムや特色ある芸術フェスティバル、オリンピック・パラリンピックに合わせた文化プログラムなどを通じて、子ども達が本物に触れ、豊かな感性を育む機会を創出します。
- 国内外から人々が集う国際的なMICE拠点都市として、グローバルに活躍する人材との交流から生まれる学びや、横浜を訪れる外国の方々とのコミュニケーションなどを通じて、世界に開かれた心を育む機会を創出します。
- 地域コミュニティの核となる商店街や、環境・健康など成長・発展分野に挑戦する企業の協力を得た職場体験などを通じて、子ども達が職業観や自分の将来の姿を思い描く機会を創出します。

### 重点方針3 子どもの豊かな学びを支える教育環境づくり

- 教育課題が複雑化・多様化する中、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を進められるよう、専門家をはじめ、様々な人材がチームとして学校を支える環境を整えます。
- 教職員がワーク・ライフ・バランスを図りながら、生き生きと働くことができる職場づくりを進めるとともに、教職員が子どもとしっかり向き合う時間を十分に確保できる環境を整えます。
- グローバル化やICT化の進展など社会状況の変化に応じた教育活動を行えるよう、教員が自ら学び続けられる環境を整えます。

## 第3章 5つの目標 ～教育施策の着実な推進～

基本理念と重点方針を踏まえ、市長部局と教育委員会の関係部署がしっかりと連携を図りながら、教育施策に取り組んでいきます。具体的な取組は「第2期横浜市教育振興基本計画」に記載した「5つの目標」に基づき推進していきます。

### 目標1 ー 開港の地 横浜の子どもたち ー

▶「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます

#### ○横浜らしい教育の推進

小中一貫教育を推進し、横浜を愛し積極的に社会に関わり貢献しようとする態度、横浜の歴史や伝統・文化を尊重し、国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力等の育成に取り組みます。

#### ○確かな学力の向上

問題解決的な学習を推進し、基礎・基本の定着と学んだことを活用し考え表現する力、自ら進んで学習する態度を育みます。保護者や地域と連携して学力の向上に取り組みます。

#### ○豊かな心の育成

礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動する力を育むとともに、実生活との関連を重視した道徳教育を充実させます。だれもが安心して豊かに過ごせる学校づくりを推進し、いじめの根絶と不登校の減少を目指します。文化芸術体験を通じ豊かな感性や情操を養います。

#### ○健やかな体の育成

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、運動意欲の向上や運動機会の拡充を図り、運動に親しむ子どもを育むとともに、保護者や地域と連携して体力向上に取り組みます。食育を推進し健康な体をつくる子どもを育みます。

#### ○特別なニーズに対応した教育の推進

特別な支援が必要な子どもの状況に応じた指導・支援を行うとともに、日本語指導が必要な子どものニーズに合わせた教育を行います。

#### ○魅力ある高校教育の推進

多様な文化・価値観への理解を深め、世界的視野や問題解決能力等を養い、国際社会で活躍できる人材を育成します。次代を担う人材の育成に取り組むために、特色ある高校づくりを推進します。

## 目標2 ー 尊敬される教師 ー

### ▶誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します

- 「教師」としての使命感や情熱、実践的指導力等の資質・能力を有する人材を確保します。即戦力となる優れた人材の確保を目指し、大学との連携を進めます。
- 学校現場でのOJTの充実のほか、研修と研究の効果的な実施により、授業力・教師力の向上を目指します。学び続ける教員の支援に向け、大学や民間企業との連携を図ります。

## 目標3 ー 信頼される学校 ー

### ▶学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します

- 校長等がマネジメント力の向上や情報発信に取り組み、組織的な学校運営を推進します。きめ細かな指導・支援体制や職場環境の充実などを行うことで、教職員の負担軽減に取り組みます。また、学校教育事務所の機能強化を図り、自主的・自律的な学校運営を支援します。
- 県費負担教職員の市費移管のために必要な制度設計を行うとともに、移管後の教職員配置等を工夫します。

## 目標4 ー 子どもの成長を支える地域・社会 ー

### ▶家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

- 地域の人材を学校運営に活かし、地域と学校が貢献し合う関係を構築します。
- 学校や家庭、区役所、警察等の関係機関が協力・連携して全ての子どもを支えます。

## 目標5 ー 教育環境の整備・生涯学習の推進 ー

### ▶子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

- 子どもの安全・安心を確保し、より良い教育環境の整備を進めます。
- 区役所・図書館・学校の連携により、地域全体で読書活動を推進するとともに、図書館サービスを充実させます。横浜らしい文化財の保存・活用を図り、横浜の歴史を学習する場を充実させます。



平成 27 年 9 月 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電 話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sougoukyouikukaigi/h27.html>

# 「横浜教育ビジョン2030」

## 1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

## 2 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

### 知 生きて はたらく 知

- 基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力
- 主体的に考え、意欲的に学び続ける力
- 知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

### 徳 豊かな心

- 自分を大切に、しなやかに生きる力
- 自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- 「本物」に触れることで育む豊かな感性

### 体 健やかな体

- 自ら健康を保持増進しようとする態度
- 体づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

### 公 公共心と社会参画

- 自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力
- 横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力
- 夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

### 開 未来を開く志

- 自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力
- グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力
- 進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

## 3 横浜の教育の方向性

### 多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

多様性を尊重し、つながりを大切にしながら、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。

#### 1 子どもの可能性を広げます

##### 主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。

##### 創造に向かう学び

よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。

##### 支え合う風土

相手と心から向き合うこと(想)<sup>※1</sup>を大切にし、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。

##### 学びと育ちの連続性

幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします。

#### 2 魅力ある学校をつくります

##### 安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります。

##### 社会とつながる学校

地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもと社会がつながる学校をつくります。

##### いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。

##### 学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします。

#### 3 豊かな教育環境を整えます

##### 安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。

##### 地域とともに歩む学校

地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます。

##### 市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます。

#### 4 社会全体で子どもを育みます

##### 家庭教育の支援

家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します。

##### 多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます。

##### 切れ目のない支援

教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します。

※1 いじめをなくすために、「横浜子ども会議（2013（平成 25））」で子どもたちがまとめたアピール文より

## いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
1	<b>児童理解</b> ①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり ②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくり ③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進 ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備 ⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底
2	<b>校内児童生徒支援体制</b> ①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進 ②道徳教育、人権教育の充実 ③課題解決に向けた組織的な対応力の向上 ④児童支援専任教諭の体制強化と育成 ⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上 ⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底 ⑦「教育を受ける権利」を補償するための支援の確実な実施
3	<b>保護者との関係構築</b> ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり ②保護者からの相談への組織的な対応 ③学校外の相談窓口の効果的活用
4	<b>関係機関との連携</b> ①関係機関（多機関）との連携強化 ②スクールソーシャルワーカーの体制強化 ③スクールソーシャルワーカーの人材育成 ④チームアプローチ体制の整備
5	<b>教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方</b> ①学校教育事務所による積極的支援 ②緊急対応チームによる支援 ③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施 ④迅速な専門家の派遣 ⑤専門相談との情報共有 ⑥いじめ事案の継続的な状況確認
6	<b>いじめ調査方法のあり方</b> ①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断 ②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進 ③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用 ④早期解決に向けた調査体制の拡充
7	<b>調査結果の公表のあり方</b> ①調査結果公表における個人情報保護関係法令の遵守 ②調査結果公表ガイドラインの作成
8	<b>いじめの定義の理解</b> ①より効果的な研修の工夫 ②いじめの申し立て窓口の設置 ③保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信



## 横浜市総合教育会議運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、市長が設置する横浜市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議)

第2条 会議の議長は、市長が担う。

2 議題に応じて、副市長及び関係区局長等は、会議に出席できるものとする。

## (議題)

第3条 会議では、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整に関する事項を議題とする。

## (関係者等の出席)

第4条 会議は、法第1条の4第5項の規定により意見を聴くため必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めることができる。

## (会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

## (議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、その議事録を作成する。

2 議事録に記載する事項の概目は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項及び年月日時
- (2) 出欠席者の氏名
- (3) 会議日程
- (4) 議題に関する出席者の発言要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 議事録は、会議を非公開で実施した事項その他公表に適さない事項を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

## (幹事会)

第7条 会議の議題に関する事前調整等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、市長部局及び教育委員会事務局のうち、会議の議題に関係する職員で構成する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局総務部教育政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会議での協議により決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から適用する。